

第4章 目標・指標と基本的な考え方

本章では、第3章で整理した課題を解決するために、本県が目指す数値目標や、県の施策効果を確認するための指標について整理しています。

また、目標・指標を達成するために取組む施策の全体像を示しています。

1 基本的な目標

これまでの廃棄物の排出・処理に関する現状や課題に対応し、減量化や適正処理に関する施策を進めるため、本計画期間の中間年度である令和7(2025)年度及び最終年度である令和12(2030)年度における目標を次のとおり設定します。

(1) 一般廃棄物の減量化に関する目標

○ 見込み

一般廃棄物の排出量は、近年、漸減傾向にあります。また、本県の人口は、今後減少すると予想されていることから、これに伴う排出量の減少が見込まれます。

再生利用率は、民間での回収量を含まない場合は、近年、低下傾向にあり、全国平均を下回っています。民間での回収量を含めた場合でも、ほぼ横ばいで推移しており、微増微減を繰り返しながら引き続き横ばいで推移することが見込まれます。

最終処分量は、近年、緩やかに減少しており、今後、排出量が減少する見込みであることも影響し、これまでと同様の傾向で推移することが見込まれます。

○ 目標値

本計画における一般廃棄物の減量化に関する目標値は、表18のとおりです。

表18 一般廃棄物の減量化に関する目標値

項目 \ 年度	2025	2030
排出量	608 千トン	548 千トン
再生利用率(量)	28%(170 千トン)	29%(159 千トン)
中間処理による減量	396千トン	352千トン
最終処分量	42 千トン	37 千トン

○ 考え方

本計画では、表19の国が示す「参考となる数値目標」(令和 2(2020)年 3 月 環境省通知)とこれまでの実績から、本県の排出量が全国の排出量に占める割合を算出し、県内の資源物の回収状況や人口減少なども考慮し、目標を設定しています。

表19 国が示す「参考となる目標数値」

排出量	2025年度に約 3800 万トン
再生利用率	2025年度の排出量に対する割合を約 28%
最終処分量	2025年度に約 320 万トン

(2) 産業廃棄物の減量化に関する目標

○ 見込み

産業廃棄物の排出量は、近年、ほぼ横ばいで推移しましたが、今後は、経済状況を主として社会情勢の変化により増加に転じる可能性があります。

再生利用率は、リサイクル技術の向上や再生資源の利用促進により上昇することが見込まれます。

最終処分量は、再生利用率の増加に伴い減少することが見込まれます。

○ 目標値

本計画における産業廃棄物の減量化に関する目標値は、表20のとおりです。

表20 産業廃棄物の減量化に関する目標値

項目 \ 年度	2025	2030
排出量	3,677 千トン	3,677 千トン
再生利用率(量)	56%(2,059 千トン)	56%(2,059 千トン)
中間処理による減量	1,513千トン	1,513千トン
最終処分量	105 千トン	105 千トン

○ 考え方

産業廃棄物(農業系を除く)の排出量及び再生利用率は、平成20(2008)年度以降、5年ごとにみると増減を繰り返しており、最終処分量は126千トン前後と横ばいで推移していることから、安定して減量化が促進される取組みが必要です。

他方で、産業廃棄物量の動向については、経済状況等の外的要因に左右されやすく、直近では新型コロナウイルス感染症の流行など社会情勢の見通しが不透明であることから、現状の産業廃棄物の排出量を増加させることなく推移させることを目指します。

なお、一般廃棄物と同様に、表21の国が示す「参考となる目標数値」から本県の目標値を算出した場合、最新(平成30(2018)年度)の実績値を上回ることから、本計画の目標値は上記のとおりとします。

表21 国が示す「参考となる目標数値」

排出量	2025年度に約3億9,000万トン
再生利用率	産業廃棄物の出口側の循環利用率を2025年度に約38%
最終処分量	2025年度に約320万トン

※産業廃棄物の出口側の循環利用率は「再生利用量＋金属くず、ガラ陶、鋳さい、がれき類それぞれの減量化量－動物のふん尿の直接再生利用量を排出量で除した数値。

2 国の動向を踏まえた目標

本計画では、プラスチックごみや食品廃棄物などに関する国の動向を踏まえ、表22のとおり6つの目標を設定し、更なる廃棄物の減量化や資源循環を推進します。

表22 国の動向を踏まえた目標

項目	基準値 (2018年度)	目標値 (2030年度)
1人1日当たり生活系ごみ排出量	679 g/人/日	2025年度:629g/人/日 2030年度:595g/人/日
事業者当たりのごみ削減率	—	2025年度:5%減 2030年度:10%減 (平成30年度比)
容器包装リサイクル法に基づく分別を実施している市町村数	39 市町村	2030年度: 県内全市町村 (42市町村)
食品廃棄物及びプラスチックごみ調査の実施市町村数	—	5市町村(岐阜、西濃、中濃、東濃、飛騨の各地域で1市町村ずつ)
エネルギー回収型廃棄物処理施設数	—	新規設置を計画する施設について、循環型社会形成推進交付金等を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設とする。
可燃ごみ指定袋等へのバイオマスプラスチックの導入市町村数	—	県内全市町村 (42市町村)

3 県の施策効果を確認するための指標

本計画では、表23のとおり、県の施策効果を確認するため9つの指標を設定します。そのうち4つの指標について数値目標を設定し、施策の効果を計測・評価し、必要な改善を行い、5つの指標について計画期間中、推移をモニターします。

表 23 県の施策効果を確認するための指標

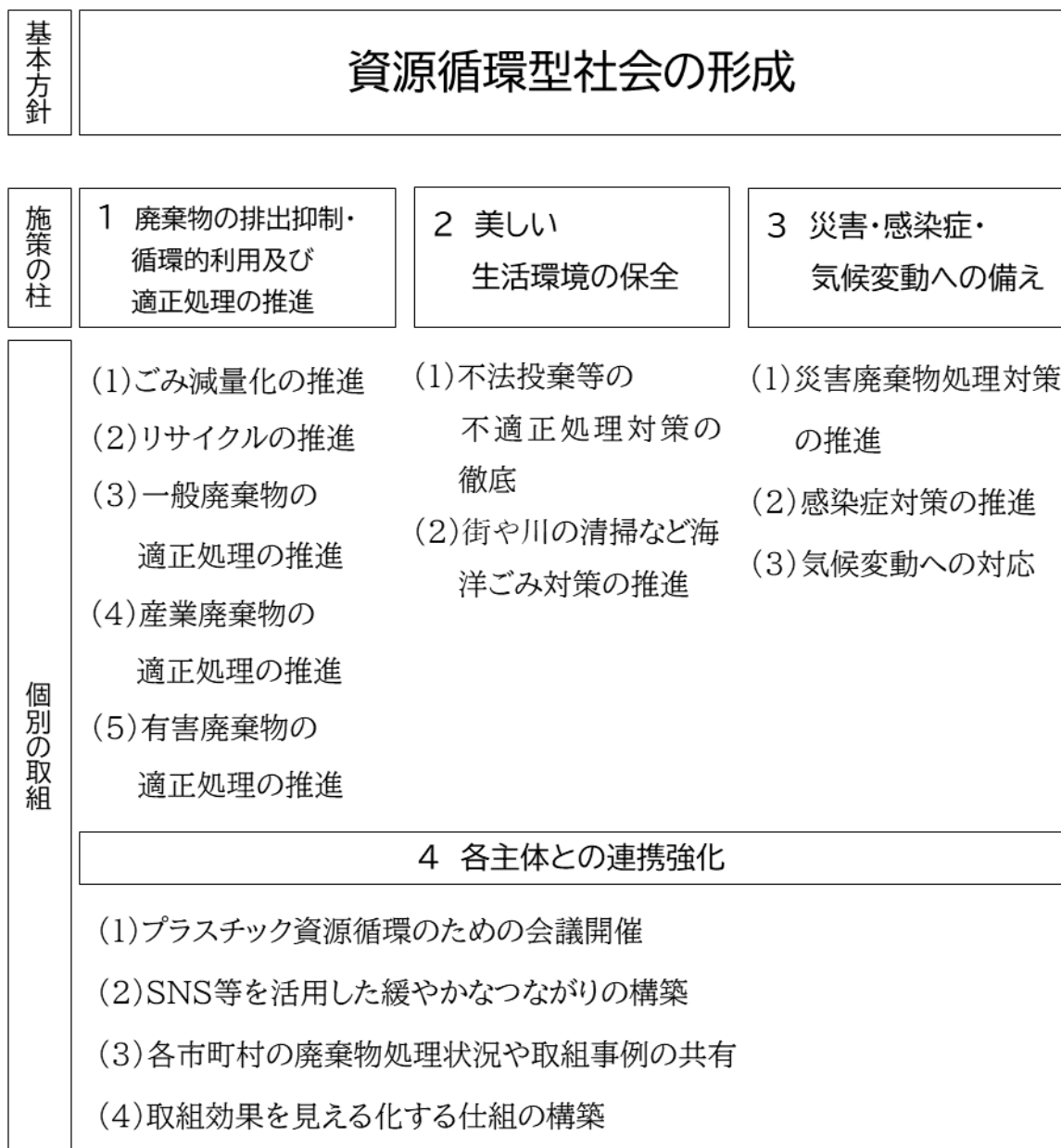
項目	基準値	目標値
「ぎふ食べきり運動」の協力事業者・協力店舗数【環境基本計画】	147店舗 (2019)	2025年度:800店舗
「ぎふ食べきり運動」の協力市町村数	1 (2020)	2025年度:42市町村
「ぎふプラごみ削減モデルショップ」の登録事業者・店舗数【環境基本計画】	28社 540店舗 (2019)	2025年度:100社 1500店舗
災害廃棄物処理図上演習への参加者延べ人数【岐阜県強靱化計画】	48人 (2019)	2023年度:200人
バイオプラスチックの認知度	—	年度毎にモニター実施
可燃ごみ中のプラスチックごみの割合	—	年度毎にモニター実施
民間の資源物回収量	—	年度毎にモニター実施
グリーン購入を実施している県内企業の割合	—	5年度毎にモニター実施
環境美化活動の実施件数と参加人数	—	年度毎にモニター実施

4 基本的な考え方

- 県では、第2次計画において、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の減量化や適正処理に取り組んできましたが、資源の循環に関しては、廃棄物の再生利用率が低下傾向にあることや市町村により取り組み状況が異なるなどの課題があります。
- そこで、誰もが持続可能な形で資源を利用できる社会の実現を目指し、本計画における施策の基本方針を「資源循環型社会の形成」とします。
- 「循環型社会形成推進基本法」(2000年6月2日施行)において規定のとおり、循環型社会の形成にあたっては、廃棄物処理について [1]発生抑制、[2]再使用、[3]再生利用、[4]熱回収、[5]適正処分の優先順位に従い、各主体がそれぞれの立場で役割を果たし、全体で取り組んでいくことが重要です。
- このことから、本計画においても、廃棄物処理における優先順位に沿って適正な処理がなされるよう施策に取り組むとともに、各主体の役割を明確にすることで実効性を高めます。

- 本県では、これまでの取組により、一般廃棄物の排出量は減少傾向にあるものの、事業系ごみの減少割合が小さく事業者向けの対策も少ないことや産業廃棄物の排出量は増加傾向であり再生利用率は減少傾向にあること、また、市町村により1人1日当たり排出量の増減にバラつきがあることなどの課題があります。これらのことから、一般廃棄物及び産業廃棄物とも更なる減量化と資源化が必要です。
- また、第2次計画策定後、本県でも豪雨災害が多発し気候変動の影響を受けていること、新型コロナウイルス感染症の発生により感染症流行下における安全かつ安定的な廃棄物処理を実施する体制整備が課題となっています。
- さらには、不適正処理された廃棄物やプラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題となっていることから、内陸県である本県としても河川からの流出による海洋汚染を防ぐための取組が必要です。
- 本計画では、一般廃棄物と産業廃棄物について施策の方針を定め、施策体系を図20のとおりとし、各主体が、自主的かつ積極的な取組を進め、協働して計画を推進します。

図20 県が取り組む施策の体系



(1) 一般廃棄物に関する施策の方針

一般廃棄物について、市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し、住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等、その効率的な運用に努めなければなりません。

県は、市町村が一般廃棄物の処理に関する責務を十分に果たせるよう、必要な技術的援助を行うとともに、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正な処理の推進のため、市町村と連携して県民及び事業者への意識啓発に努めます。

○ 一般廃棄物の適正な処理を確保するための体制の整備

・廃棄物処理施設の整備

市町村は、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合のとれた一般廃棄物処理計画を策定し、地域の実情に即した適正処理体制を確保する必要があります。

人口減少等により一般廃棄物の排出量がさらに減少していくことが見込まれるところ、他方で、廃棄物処理に係る維持管理コストの増大など課題が指摘される中、廃棄物処理施設の整備に当たっては、市町村は、他市町村等との連携による広域化や集約化も検討するなど、効率的な施設整備に努めます。

また、地球温暖化対策を推進するため、マテリアルリサイクルできないものをエネルギーとして有効利用するための熱回収施設や発電設備の導入、白煙防止装置の見直し等による廃棄物焼却施設の余熱の有効利用等に努めます。

・廃棄物処理施設の長寿化・延命化の促進等

厳しい財政状況の中で、維持管理費用を含めたトータルコストの削減が図られるよう計画的に施設の改良や維持管理を行うことにより、施設の長寿化・延命化を推進します。また、施設の更新に伴い廃止された焼却施設については、安全性確保の観点から国の交付金制度の活用等による早期の解体撤去を行います。

(2) 産業廃棄物に関する施策の方針

産業廃棄物は、排出した事業者の責任において適正に処理するように努めなければなりません。

また、産業廃棄物の収集運搬、中間処理や最終処分を受託した処理事業者も廃棄物処理法を遵守し適正に処理しなければなりません。

県は、県内における産業廃棄物の発生・処理の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように廃棄物処理法に基づき許可等の手続を厳正に行うとともに、立入検査など監視指導を適切に実施します。

以上のように、県内における産業廃棄物の発生の抑制及び適正な処理の確保を図るために必要な施策を実施する責務を有します。

○ 産業廃棄物処理施設の設置に関する事項

<産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化>

産業廃棄物処理施設を設置する際の事前の手続を定めるため、「岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例」を制定（2009年3月30日公布、2010年1月1日施行、以下「手続条例」という。）し、運用しています。

この条例は、事業者へ、関係住民に対して事業計画書の縦覧、説明会の実施など、事業計画の周知を義務付けるとともに、関係住民が、事業計画に対する周辺地域の生活環境の保全上の意見を述べる手続、提出された意見に対する事業者の見解を周知する手続を定めており、事業者と関係住民は、お互いの立場を尊重し、これらの手続を重ねていくことで合意の形成に努めていくこととなります。

この条例が施行された2009年度から2020年4月末までの条例に基づく手続の実施状況は、表24のとおりです。手続条例に基づいて実施されている手続については、岐阜県公式ホームページにより情報を掲示し、透明性の確保を図っています。

今後も、処理施設を設置しようとする事業者と関係住民の合意の形成が透明性のある手順のもとで行われるよう、手続条例の適正な運用を行います。

表24 手続条例に基づく手続の実施状況

(2020年4月末時点)

年度	事業計画書 提出件数	手 続 実 施 中				手続終了		計画廃止	
		計画書 審査中	周知 実施中	周知終了	合意形成 の判断		周知 不要		
2009	1	0				1	0	0	
2010	7	0				4	1	3	
2011	9	0				7	2	2	
2012	7	0				7	3	0	
2013	14	0				11	2	3	
2014	10	0				9	6	1	
2015	11	0				11	6	0	
2016	13	0				12	8	1	
2017	7	1	1			6	2	0	
2018	15	1			1	11	7	3	
2019	7	5	4		1	1	1	1	
2020	1	1	1						
合計	102	8	6	0	0	2	80	38	14

<産業廃棄物処理施設の適正な設置のための施策>

産業廃棄物処理施設の適正な設置のため、手続条例の適正な運用とあわせて、産業廃棄物の適正な処理を確保するための取組や、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解を促進するための取組を継続して進めます。

今後も、産業廃棄物処理業者優良認定制度による優良認定の取得の促進など、優良事業者の育成に努めます。

また、処理業者等と連携して、産業廃棄物処理施設に対する県民の認識と理解を深めるための啓発活動を実施します。